

情報通信審議会 郵政政策部会（第3回）議事録

1 日 時

平成25年10月18日(金) 13時30分～15時32分

2 場 所

第一特別会議室（総務省8階）

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

村本 孜（部会長）、井手 秀樹（部会長代理）、斎藤 聖美、中山 弘子
(以上4名)

(2) 臨時委員（敬称略）

及川 公子、関口 博正、竹内 健蔵（以上3名）

(3) 説明者

立林 日本郵便（株）執行役員、鶴田 日本郵便（株）執行役員

(4) 総務省

(情報流通行政局郵政行政部)

今林 顯一（郵政行政部長）、椿 泰文（企画課長）、岡崎 豊（郵便課長）、
藤野 克（貯金保険課長）、三浦 文敬（信書便事業課長）、
川野 真稔（国際企画室長）、松岡 幸治（郵政行政総合研究官）、
渡部 祐太（郵便課課長補佐）

(5) 事務局

倉橋 誠（情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長）

4 議題

- (1) 「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」について【平成25年10月1日付 諮問第1218号】
- (2) 郵政事業のユニバーサルサービスの現状と経緯について
- (3) 信書便事業の現状について
- (4) 諸外国の状況について
- (5) 日本郵便（株）の経営等の状況について
- (6) 今後の議論の進め方について
- (7) 今後のスケジュールについて

開　　会

○村本部会長　　ただいまから、情報通信審議会の郵政政策部会第3回目を開催いたします。

議事に先立ちまして、先日の総会におきまして、当部会の構成員に指名された方々を紹介させていただきます。

委員の中から、中山新宿区長が指名されております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○中山委員　　中山でございます。よろしくお願ひいたします。

○村本部会長　　それから、臨時委員として選任された4名の方々も、当部会構成員に指名されております。順に、全国地域婦人団体連絡協議会、及川理事様。

○及川臨時委員　　及川と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○村本部会長　　神奈川大学経営学部、関口准教授様。

○関口臨時委員　　関口でございます。よろしくお願ひいたします。

○村本部会長　　東京女子大学現代教養学部、竹内教授様。

○竹内臨時委員　　竹内でございます。よろしくお願ひいたします。

○村本部会長　　それから、もう一人、京都大学大学院工学研究科の山田准教授もメンバーですが、今日はお休みでございます。

本日は、委員及び臨時委員9名中、7名が出席されておりますので、定足数を満たしているということでございます。

議　　題

(1) 「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策のあり方」【平成25年10月1日付 諮問第1218号】

○村本部会長　　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

進め方としては、議事が沢山ございますので、議事の(1)から(4)までの説明を事務局から受けて、その後質疑をまとめて行います。それから、(6)、(7)についても同じような形で進めたいと思います。

まず、第30回総会におきまして、会長より当部会に付託されました、諮問第1218号「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」について、事務局よりご説明をお願いしたいと思います。よろしくどうぞ。

○岡崎郵便課長 事務局の郵政行政部郵便課長をしております岡崎と申します。本日は、2件についてご説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、今、部会長よりご紹介がありました、情報通信審議会への総務大臣からの諮問についてでございます。お手元の資料3-1-1と資料3-1-2、これが諮問書になります。3-1-1が正式の諮問書でございまして、3-1-2が、それをなるべく見やすい形にしたものでございます。

まず、内容なのですが、そもそも郵政事業なのですけれども、ここ十何年間かいろいろと糾余曲折があって、経営形態や、郵便事業そのもの在り方についても、かなりの変革がありました。

その集大成と言いますか、昨年、郵政民営化法の法律改正が行われまして、その結果、それまで日本郵政公社時代、それから最初の民営化時代を通じて、郵便だけがユニバーサルサービスだったのですけれども、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務がユニバーサルサービスとして、明確に法律に位置付けられることになりました。あわせて、このとき、それまで郵便局会社と郵便事業会社と別々にやっていたものを、また後ほどご説明させていただきますけれども、これを統合し、一つにしております。

こういったことを受けまして、これから郵便局で行っていく郵政事業、郵便と貯金と保険のユニバーサルサービスについて、どの程度のコストがかかっているのか、あるいはその確保方策はどうすべきかといったことについて、諮問を行うことになっておりまして、これが1つ目でございます。

また、2つ目としまして、これは今年になりますけれども、内閣のほうで開催しました規制改革会議におきまして検討が進められ、その結論を受けまして規制改革実施計画、これは閣議決定でございますけれども、その中で、信書便事業のあり方について活性化方策を検討するとされました。具体的には、一般信書便事業の参入要件の明確化や、特定信書便事業の業務範囲の在り方などについて検討しまして、来年の3月までに一定の結論を得ることとされております。

この2つの契機を踏まえて、総務大臣のほうから、是非この郵政三事業のユニバーサ

ルサービスの在り方、それから郵便・信書便事業の活性方策の在り方についてご審議いただきたいということで、諮問がなされております。

スケジュールですけれども、1つは来年の3月に向けて、これは、郵便・信書便事業の活性化方策についての部分につきましては、来年の3月までに一定程度の中間答申をいただければありがたいかと。また、この郵政事業のユニバーサルサービスの確保につきましては計算なども必要で、直ちに結論が出るというものでもないので、再来年、平成27年の7月を目途に最終答申を出していただければと考えております。

以上でございます。

○村本部会長 ありがとうございます。そういうことで、我々は2つミッションを持っているわけですが、喫緊の課題のほうは、2番目の規制改革実施計画というところからボールが来ているものでございます。

(2) 郵政事業のユニバーサルサービスの現状と経緯について

○村本部会長 そういうことで、よろしくお願ひしたいわけですけれども、現状について、まず認識をしなければということになりますので、議題の(2)に参りますが、郵政事業のユニバーサルサービスの現状と経緯ということについて、また事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○岡崎郵便課長 部会長、ありがとうございます。引き続きまして事務局より、郵政事業のユニバーサルサービスの現状と経緯について、ご説明させていただきます。

まず、資料の3ページは、郵政事業のユニバーサルサービス義務の現状についてとなっています。ユニバーサルサービスというのは、一般の方にはなかなか分からない言葉かもしれませんけれども、電気通信や郵便の世界ですと割と普通に言われている言葉です。簡単に申しますと、全国津々浦々あまねく公平にサービスを提供するというのがユニバーサルサービスなのですけれども、これを具体的に郵政事業に当てはめますと、利用者本位の簡便な方法で、郵便局において一体的にあまねく全国において公平に利用できるようにすることとなっております。

このユニバーサルサービスは、郵政事業の場合は親会社であります日本郵政株式会社と、それから実際に郵便局を運営し、また郵便サービスを運営しております日本郵便株式会社に、義務として課されております。全国津々浦々やりましょうということが課さ

れております。対象となる役務というのは、先ほど申しましたように郵便の役務と、それから簡易な貯蓄、それから簡易な生命保険、この3つがユニバーサルサービスとなっております。

具体的な方策としては、法律上、政府がまず、持株会社である日本郵政株式会社の3分の1の株式を持つことになっております。そして、日本郵政株式会社が日本郵便株式会社の株式を100%保有することになっている。そして法律上は、郵便法に基づいて郵便を津々浦々提供するということの他に、日本郵便株式会社法の中で、郵便局を全国に設置しなさいということも書いてありますし、また、その郵便局でもって郵便窓口業務、銀行窓口業務、保険窓口業務を提供しなさいというようなことが法律に書かれています。

注でちらっと書いてあるのですけれども、よく新聞に出ております郵便貯金銀行（ゆうちょ銀行）、あるいは郵便保険会社（かんぽ生命保険）なのですけれども、この会社は商法上の会社でございまして、特殊法人という形にはなっておりません。株式を持株会社が100%持っておりますけれども、特殊法人ではないので、この会社自身にはユニバーサルサービスという義務は課されておりません。あくまで、課されているのは日本郵政株式会社であり日本郵便株式会社であって、日本郵便は、どこかの生命保険会社やどこかの貯金会社から、受託して、日本全国にこういったサービスを提供しなさいというような法律のつくりになっております。ただ、現実問題としては、現在はそのサービスは郵便貯金銀行なり郵便保険会社なりから受託しているという形になっております。

次の4ページは郵政事業のユニバーサルサービスです。郵便についてご説明申し上げます。郵便とあるのですけれども、基本的には郵便の場合は、通常のサービスは全てユニバーサルサービスです。通常と言いますのは、ここに書いてあります一種、これは封筒です。通常の封筒は日本全国津々浦々。二種、郵便はがき、これも全国津々浦々に提供するということが決まっておりますし、国際郵便もUPUの条約で提供しておりますので、それもユニバーサルサービスということになっています。

それから、下のほうの注に同じことが書いてあるのですけれども、特殊取扱です。特殊取扱のうち非常に生活に密着しているもの、書留であるとか引受時刻証明、内容証明、それから裁判に使う特別送達、こういったものもユニバーサルサービスになっております。

それから、三種と四種というのは、実は定期刊行物だったり、盲人用点字などです。

これらも郵便法上は全国でやりなさいと書かれています。法律上の位置付けは、後でご説明しますけれども、信書ではないけれども、こういったものもきちんと全国でやりなさいというふうになっております。

こういった種類の郵便をどのような形で提供しなければいけないかというのが、次の5ページです。大きく分けて、引受と料金と配達で、それぞれサービス水準が決まっております。

引受のほうは、1つは日本全国に郵便ポストを設置しなさいということが決まっています。正確な数字は決まっていないのですけれども、法律に基づいた基準としては、それを受けた日本郵政公社法施行時のポスト数を維持しなさいということになっております。それから、郵便局も、郵便局は日本全国に設置しなさいということが、これは郵便法ではなくて、日本郵便株式会社法に規定されております。こうすることによって、日本全国どこでも郵便を出せるという体制を整えなさいということになっています。

次に、料金なのですけれども、料金も、実は明確に決まっているのは、封書の一番安いものが80円以下でなければならぬと、これだけです。あと、はがきはこれよりも安くしなさいということが決まっていまして、あとはこれをもとに、日本郵便株式会社のほうで届出、あるいは三種、四種ですと認可なのですけれども、こういったものをして、バランス良く料金を定めなさいということになっています。

それから、配達です。これは後で説明する諸外国の状況でも、話が出ると思いますけれども、日本の場合は週6日間、1日1回は原則として配達しなさいということになっています。どうしても地理的な状況などで出来ない所もあるものですから、仕方ないところもあるのですけれども、原則としては週6日間、1日1回配達しなさいということになっています。

それから、時間です。通常郵便物を差し出した場合、本州の中であれば、差し出してから3日以内に届かなければいけないということが決まっております。もちろん、交通手段が無いところもあるのです。典型的には小笠原などは週に1便しか船がありませんので絶対無理です。こういった所を除いて、大体原則3日以内で届くようになっています。

ただ、もちろんこれは原則3日ですので、例えば、「ゆっくり届けてもいいので、その分割引します」というような契約もありますから、必ず3日ではないです。ただ、普通にポストに切手を張って出せば、3日で届くということが原則になっております。

それから、3番目が、全国あまねく個別に配達をするということです。ちょっと小話になりますけれども、例えば、去年ＵＰＵの大会議が行われました中東の国では、住所が無いそうなので、配達できないのですね。したがって、郵便局に取りに来てもらわなければいけないとか、あるいは、アメリカも州のかなり田舎の方に行きますと、町の雑貨屋みたいなところと郵便局と両方やっていまして、そこにある私書箱に取りに来ることが普通のところもあります。ただ、日本の場合はヨーロッパと似ていまして、原則的に全国あまねく戸別配達を行うということになっています。

それから、6ページですけれども、金融はどうなっているかということです。6ページの表で言いますと、青く塗られている部分ですね。「郵便局で提供される銀行サービス」の右側の、通常貯金、定額貯金、定期貯金、それから為替、振込、振替。「郵便局で提供される保険サービス」の右側の、普通終身保険、普通養老保険、特別終身保険、特別養老保険がそうですね。それから、あと、満期保険金と生存保険金の支払請求の受理。ここら辺がユニバーサルサービスとして必ず提供しなければいけないとされているもので、他はプラスアルファのサービスとして、できるところであればいいということになっていますけれども、基本的には、やる以上は大体、日本全国やっているものが多いのではないでしょうか。少なくともゆうちょやかんぽが提供しているサービスであれば、割とどこでも受け取れるものが多いと思います。ただ、後でご説明しますけれども、他の金融機関などから引き受けたものについては、取扱局が限定されているものも多々あります。

それでは、次の8ページです。ここは郵政改革に至る経緯なのですけれども、ポイントは、まず平成15年、今からもう10年前ですね。10年前は、公社化が実施された後、すぐ民営化法案の審議が始まりまして、郵政民営化関連6法が成立して、平成19年には郵政民営化が一旦行われております。しかし、その後、いろいろありまして、一旦、凍結法案なども出されています。そして、平成24年、昨年の3月に3党合意がされまして、昨年の10月から施行されている今の法律の骨格が出来ています。その骨格は、郵政三事業のユニバーサルサービスの提供を改めて義務付けるというものです。そしてその法律が昨年の10月から施行されて、今の体制になっています。

9ページです。沢山書いてありますけれども、ポイントを言いますと、実は貯金と郵便については、法律上ずっとユニバーサルサービスというのがありました。が、簡易保険は法律上には明記はありませんでした。実質的には郵便局はほぼどこでも扱っており

ましたので、現実的にはずっと提供していたと思います。ところが、平成19年10月の民営化の時に、明確に郵便だけがユニバーサルサービスということにされたのです。しかし、というのはまた同じ繰り返しになりますので省略しますけれども、そういった流れがございます。

次の10ページです。先ほどから口頭でご説明申し上げていた、経営形態がどうなっているかということです。左が民営化直後のものです。持株会社がありまして、郵便事業会社、郵便局会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社と5社体制だったのです。しかし、右側の昨年10月からは、この郵便事業会社と郵便局会社が合併しております、4社体制になっております。

11ページなのですけれども、この結果、何が大きく変わったかと言うと、2つ目の欄に「ユニバ」と書いてあるのですけれども、これはユニバーサルサービスのことですが、11ページはユニバーサルサービスは郵便のみであったのが、貯金、保険も新たに義務づけられましたということです。

あと、細かくは、色々な点で変わっているのですけれども、主に新規サービスをどのようにするかとか、金融関係の許認可をどうするかとか、そういった点が変わっておりまして、ユニバーサルサービスという点では、他の点はそれほど影響がないところでございます。

次のページに移らせていただきます。繰り返しが多くて申しわけないですけれども、この12ページ、13ページは、先ほどの金融サービスについて、違った観点から表を整理したものです。上は、要するにユニバーサルサービスは、左側の郵便だけだったのが、貯金と保険が入りましたよと。そして、13ページの上の欄がユニバーサルサービスで、絶対しなければいけないサービスであり、下の欄がプラスアルファになっているサービスですということです。

次の14ページ、これが先ほど申し上げていました、ゆうちょ銀行やかんぽ生命保険以外の金融機関から受託しているもので、かつ取扱局が割と限定されているものです。郵便局のところは、そういう意味では全てそうですし、全国2万局以上ある中で、扱い局が1,800局から1,900局程度のものがここに入っています。あと、ゆうちょ銀行とかんぽ生命保険の方は、これは取扱店舗数となっていますけれども、ここは直営店のことですので、郵便局とはちょっと位置付けが異なっております。

さて、15ページです。今、金融のユニバーサルサービスについてお話をしましたけ

れども、こういった議論が出てきた背景になるかと思います。表を見ていただきますと、平成15年度の店舗数を100としますと、特に漁協とか農協で数がどんどん減っておりまして、今現在の数字は非公表とか未公表とか、そういう形になっています。あと、他の金融機関もそれほど数が減っていないように見えるのですけれども、統廃合などが進んでおりますので、端的に言いますと、郵便局しか近くに金融機関が無いという地域は多分増えてきているのだろうと思います。そういったこともあるって、地域に金融機関をということで、金融ユニバーサルサービスの話が出てきたのではなかろうかと考えております。

それを最も端的にというか、象徴的に表しておりますのが16ページでございまして、これは郵便局以外に民間金融機関がない町村についてです。ですから、郵便局以外の金融機関がない所が全国に24町村あります。この24町村、少ないよう思いますけれども、これは平成の大合併後の数ですので、市町村がかなり広域化しているわけですね。その広域化している市町村の中でも、それでも24町村には無いということになっておりまして、非常に苦労があるかと思います。

それから、次の17ページですが、郵便局数の推移です。郵便局は日本郵政公社時代に多少減少しましたけれども、民営化後はずっと一定の数を維持しております、地域の皆さんにご迷惑をおかけしないように日本郵便株式会社と日本郵政株式会社は努力をしているというのが、ここから分かるかと思います。具体的なお話は、また日本郵便株式会社のほうからもお話があることになっておりますので、そちらを聞いていただければと思います。

以上でございます。

○村本部会長 ありがとうございます。

(3) 信書便事業の現状について

○村本部会長 それでは、議題(3)の信書便事業の現状について、事務局からお願ひいたします。

○三浦信書便事業課長 信書便事業課長の三浦でございます。

それでは、信書便事業の現状、規制改革会議での議論も踏まえつつ、資料3-3をもとにご説明させていただきます。

まず、3ページは、規制改革実施計画～信書便市場の競争促進ということでございます。審議内容の後段部分に位置するものでございますけれども、この規制改革会議の政府の検討体制として、本年1月から6月まで本会議が置かれまして、その下の創業等ワーキング・グループで議論されてまいりました。信書の送達のユニバーサルサービスを確保した上で、一般信書便事業の参入要件の明確化と特定信書便事業の業務範囲のあり方等、信書便市場の競争促進について、平成25年度中に検討し、結論を得るということが私たちに宿題として課せられているわけでございます。

創業等ワーキング・グループの議論の経過をご説明させていただきます。まず、規制改革会議委員から、信書の取り扱いの全面的な民間開放に向けた信書便法の見直しといいうものが検討項目として提案されました。

4月19日の創業等ワーキング・グループで、私たちと、それから宅配最大手のヤマト運輸へのヒアリングというのが実施されまして、ヤマト運輸から3つの提案がございました。1つ目が信書の定義の撤廃、2つ目が一般信書便事業の参入要件の見直し、それから、特定信書便事業の業務範囲の拡大の3点でございます。

総務省からは、現行制度の考え方、ユニバーサルサービスの重要性について説明させていただきまして、最終的な6月の答申では、信書の定義の撤廃については取り上げないということで、あとは信書の送達のユニバーサルサービスを確保した上で、ヤマト運輸から提案のあった一般信書便事業の参入要件の明確化、それから特定信書便事業の業務範囲のあり方についての検討をすべきという提言がなされたところでございます。

これを受けまして、本年6月14日に、閣議決定「規制改革実施計画」におきまして、そこにありますように、今まで申し上げました一般信書便事業の参入要件の明確化、特定信書便事業の業務範囲のあり方ということで、信書の送達のユニバーサルサービスを確保した上で、市場参入を検討する者や特定信書便事業者の意見を踏まえつつ検討を行い、結論を得ることとされたところでございます。

続きまして、議論の内容を少しご紹介申し上げます。具体的に検討項目として挙がりました一般信書便事業の参入要件と、それから特定信書便事業の業務範囲の話でございますが、こちらは4ページでございます。

座長から、ヤマト運輸は既に20万店の取扱店があるということで、そこに置けばいいのではないかという問い合わせがなされました。ヤマト運輸のお答えとして、信書便差出箱の定義を見ると、常時アクセスができるということになっているので、そ

すると、店外に閉店後も使えるような形でつくらなければいけないのだろうなという定義になっていると思われる所以、そこをどうクリアするかということでございます。後ほどご覧いただきますが、法律上の書き方が参入を検討する上で若干分かりにくいのではないかというご指摘であったかと思います。

それからもう一点、特定信書便事業についてですが、こちらもご意見のほうだけ読ませていただきますと、参入条件が厳しいというよりも、領域が非常に限定されていると。大きさ、果たしてそれが信書というか書類なのだろうか。これは恐らく荷物と言ったほうがいいのではないかというようなお話だったと。あるいは、3時間以内に届ける、料金が1,000円超、まさに特定信書便事業の規制内容なのですが、その領域自体が狭過ぎるのではないかというご指摘でございます。

5ページに参りまして、信書便事業と郵便の関係をご説明させていただきます。信書便法でございますが、これも後ほど経緯をご説明しますけれども、平成15年4月に施行されていまして、それまで国の独占であった信書の送達について、全面的に競争原理を導入するということで、定められた法律でございます。郵便については、先ほど来ご説明がありましたように、郵便法に基づいて、ユニバーサルサービスの提供義務を課し、日本郵便株式会社が引き続き提供すると。信書便事業については、全国全面参入型の一般信書便事業と、特定のサービスのみを提供する特定信書便事業の2類型が認められたということでございます。

図をご覧いただきますと、右端から見たほうがあるいは分かりやすいかもしれません、物を運ぶことに関しては貨物自動車運送事業法というのがございます。大体荷物を運ぶということでございますけれども、その中には宅配便、メール便とか、あるいは郵便が提供するゆうパック、ゆうメールなども含まれるということでございます。

荷物一般の中で、信書に関しては信書の送達ということで別扱いになりまして、要するに信書便事業者と郵便事業者しか出来ないということになるわけでございます。このうち、一番左上の特定信書便、大型の信書の送達など、付加価値が高い特定の事業に対応するサービスと、それからその下に、一般信書便という、全国において手紙やはがきなど、軽量・小型の信書便物を引き受け配達するサービスというのがございまして、要するに信書の送達に関しては、法律上、特別の位置付けを与えていたということでございます。

特定信書便については、後ほどご説明しますように、既に400を超える事業者が参

入しておりますが、一般信書便事業者は未だかつて参入がない中で、恐らく一番参入可能性が高いであろうということで、最大手であるヤマト運輸に、規制改革会議がヒアリングをしたという経緯でございます。

それでは、このような法律上特別な位置付けが与えられております信書というものはどういうものかというのを、改めて確認させていただきます。6ページでございます。

信書とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」ということで、郵便法第4条第2項に定義されております。「特定の受取人」というのは、「差出人がその意思の表示又は事実の通知を受ける者として特に定めた者」。それから、「意思を表示し、又は事実を通知する」というのは、「差出人の考え方や思いを表し、又は現実に起こり若しくは存在する事柄等の事実を伝えること」。それから「文書」、「文字、記号、符号等、人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物」ということですので、人の知覚によって認識することがそのままではできない、例えばビデオテープやディスクといったものは除外されるということでございます。

信書に該当する文書の例と、信書に該当しない文書の例を下に掲げさせていただきます。書状、請求書の類い、会議招集通知の類いと色々ございまして、これまた定義の繰り返しになってしまいますが、まさに特定の人にあることを伝えるということが内容とされるものでございます。

一方、信書に該当しない文書の例というのは、書籍でありますとか、カタログでありますとか、要するにいわゆる手紙ではなくて書類というのが一般的に当てはまることが多いですが、その他流通性のある小切手とかプリペイドカードというもの、それからクレジットカードの類い、そういうものも信書に該当しない文書の例とされております。

一番境界線上で両方ありますのが、ダイレクトメールでございますが、これが文書自体に受取人が記載されているか、あるいは特定の受取人に差し出す趣旨が明らかであるか、そこで分けておりまして、ダイレクトメールでも、チラシなどと同じように考えられるものについては信書に該当しないと書かれております。

7ページでございます。なぜそこまで非常にこだわって、信書とそうでないものを分けなければいけないのか。信書の概念はなぜ存在するのかについて、7ページで法律上の位置付けを整理させていただいています。

2つございます。1つが、基本的通信手段の確保ということで、国民の基本的通信手段であり、その役務を全国あまねく公平に提供する必要があるということで、郵便法の第1条、目的でございますが、郵便の役務をなるべく安い料金であまねく公平に提供するということ、先ほど来ご説明がありましたユニバーサルサービスに当たることかと思ひます。

それから、信書便法の第1条においても、信書便事業者の業務の適正化と基本的な政策目的も書いてございますが、後段のほう、郵便法と相まって信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図るということで、ユニバーサルサービスの上に競争の機会というのも設けるというのが、信書便法の目的になってございます。

2点目は、憲法上保証された通信の秘密ということでございます。憲法第21条第2項ですが、検閲の禁止とあわせて「通信の秘密は、これを侵してはならない」ということで、通信の秘密の保護を明記しております。これを受けまして、郵便法と信書便法におきましても、検閲の禁止、それから通信の秘密の保護について規定されているところでございます。

次に、明確化が必要とされております一般信書便事業の参入条件について、8ページにございます。まず、一般信書便事業でございますが、手紙、はがきなど、国民生活にとって基礎的なサービスとして、軽量・小型の信書便物が差し出された場合に、全国において必ず引き受け、配達するサービスということでございます。いわばユニバーサルサービスの課されたサービスということでございます。

主な規制内容として、3点ございます。

①が利用しやすい全国均一料金ということでございまして、配達地により異なる額が定められていないということで、最低基本料金の上限は、郵便と同じ80円と定められております。そこに小さい字で信書便法第16条がございますが、例えば、軽量・小型のものを全国配達するのが嫌なので10万円取るといった引き受け方をしないように、80円というのが決められてございます。

②は、全国における毎日1通からの引受・配達。

③隨時、簡便かつ秘密保護が確実な差出方法の確保ということで、郵便の立場からするとある意味当然のことかもしれませんけれども、ここがいわゆる新聞紙上等でも時々ご覧になるかと思いますが、ポスト10万本の設置義務と言われているあたりがここで

ございます。全国の区域において、信書便差出箱、いわゆるポストで、その一般信書便物を隨時かつ簡易に差し出すことを可能とするものということで、郵便同様、1週間に付6日以上の配達等が定められてございます。

細かいところでございますけれども、要は市町村ごとにある一定の率を乗じまして出した数の信書便差出箱を、各市町村ごとに置かなければいけないということでございまして、大体直近の国勢調査等によるわけですが、計算しますと約9万5,000本くらいということで、先ほど説明がありましたように、郵便ポストは約18万本ということですので、郵便ポストの6割ぐらいを求めているということになります。

9ページ、一般信書便と郵便の制度比較でございます。郵便については、先ほども若干の説明があったかと思いますが、ほぼ同様の規制がされているとご理解いただければ、とりあえずはいいかなと思っております。もちろん、一般信書便のほうは、郵便と違いまして法律上の提供義務があるわけではなくて、参入・退出は許可制ということになっております。許可して始まれば、引き受けの義務が発生するということでございます。あとは、下のほう、政策的に低廉な料金であるとか、営業所については規制されてございません。

それから、特定信書便事業でございます。こちらは、郵便といわば競合しづらい一定のサービスについて、参入を認めるというもので、既に400者を超える事業者が参入してございます。10ページにて簡単に3類型、整理させていただいてございます。信書便法の第2条第7項に、1号、2号、3号と定義されておりまして、これに合わせまして私どもは1号役務、2号役務、3号役務と呼んでおります。

1号役務は、長さ・幅・厚さの合計が90センチメートルを超えるか、又は重量が4キログラムを超えるということで、大きい又は重いサービスという言い方をします。

2号役務は、3時間以内に信書便物を送達するものということで、イメージとしてはバイク便等が当たるかと思います。こちらは速いサービスということでございます。

それから、高いサービス、ちょっと変な言い方になりますが、料金の額が1,000円を下回らない範囲内において、総務省令で定める額ということで、一応1,000円ということになってございますけれども、これは後ほどご説明いたしますけれども、この1,000円というやや高目の料金を背景として、いろいろな付加価値サービスが生まれているものでございます。

11ページ、大きいまたは重いサービスの導入事例ということでございます。非常に

分量の大きい書類を一度に配達するということで、特に最近ですと、市町村合併で市としては1市なのだけれども、実は昔の3つぐらいの市が一緒になっているので、事務所が3カ所にあるとかいうような、本庁、支所等間の公文書集配業務というところで、行政の経費の削減、コンプライアンスの遵守ということで行われる場合ですとか、あるいは企業の本支店間、あるいは工場団地の中といったところでこういった大きな書類をまとめて巡回定期集配するというものが、1号役務の典型的な事例でございます。こういう公的なものも多いので、障害者の社会参加という形で活用される事例も最近よく見られるようになってきてございます。

12ページでございます。これは、先ほどご説明いたしましたバイク便等、ビジネス文書を3時間以内に急送するというものでございます。

それから、3号役務でございますが、これで非常に普及しておりますのは、電報類似サービスというものでございまして、右下の図が分かりやすいかと思いますが、インターネットや電話でコールセンターにお客様が注文すると。それを受け、電報類似の書類を打ち出しまして、メッセージカードとか、花ですとかぬいぐるみですか、そういう贈り物をつけて結婚式場へと。もちろんお悔やみの場合もあります。こうした電報類似のような付加価値サービスが、徐々に浸透してきているということでございます。もちろん、3号役務については、1,000円を超えるものであれば他にもあるわけですから、例えば速達便であるとか、あるいは非常に重要な書類を運ぶ場合に、セキュリティに気を付けて運んでもらうとか、そういう形のサービスも最近出てきているということです。

信書便事業者の参入状況につきましては、13ページでございます。参入事業者は平成15年度末からずっと増えてきてございまして、平成23年度から平成24年度にかけても順調に増えているところでございます。この25年9月末で402者になりましたので、まだ許可を検討していらっしゃる事業者が沢山いらっしゃいますので、もう少し伸びるかと思っています。

それから、市場規模の推移でございます。郵便に比べるとまだ少ない数でございますが、ご覧のように毎年2ないし3割増しぐらいの率ですっと伸びてきてございます。売上高のほうですが、当然これも成長しております、平成24年度では約106億円という売上高になってございます。

郵便のほうはどうかという話でございます。14ページでございます。郵便物数の推

移ということで、ずっと減ってきてているというのがご覧いただけるかと思います。ただ、単位が信書便と全然違ってございまして、こちらは億通でございますので、信書便のほうは、やっと昨年度で1,000万通ですが、郵便物のほうは、減ったといつても188億通ということで、全く規模は全然違うということでございます。これはもちろん、メールなどが普及した影響ではないかと言われております。そうした全体のパイが減る中で郵便事業の収支の状況ですが、コスト削減ということもありまして、何とか黒字を保ってきてているというのが下のグラフでございます。

それから、15ページです。郵便物が減る一方で、メール便、宅配便等については成長してきたということでございます。メール便については、先ほど若干ご説明しましたように、書籍、雑誌、カタログ等、要するに信書に該当しないもの、そういう荷物を送達するというものでございまして、こういう状況になってございます。宅配便取扱個数ということで、こちらは参考になりますが、ヤマト運輸が一番多くて、佐川急便、ゆうパックがその次という状況になっているということでございます。

最後でございます。先ほどのご説明と若干重複しますが、経緯について一応一通りご説明しておきます。民間事業者の参入についてはっきりと定められましたのは、平成10年の中央省庁等改革基本法でございまして、こちらの第33条で、民間事業者の参入について、その具体的条件の検討に入るものとされております。それから、行政改革大綱で、郵政公社化にあわせて実現するとされています。

それから、平成13年12月、片山総務大臣主催の中間報告ということで、中間報告のポイントとして、ユニバーサルサービスの確保を可能としながら、競争の効果が発揮される現実の政策となり得る選択肢というものが提起されまして、幾つかの条件付全分野、部分的自由化、段階的自由化等の選択肢が定められたところでございます。

それから、平成14年2月、小泉内閣総理大臣の施政方針演説ということで、全国に公平なサービスを確保しつつ、郵便事業への民間事業者の全面的な参入を可能にするための法律案を両院に提出しますということで、これをもとに民間事業者による信書の送達に関する法律案、信書便法案ということですが、国会に提出され、成立し、施行されて、現在に至るということでございます。

17ページは、信書便制定後の主な経緯でございます。先ほどと重複しますが、平成16年に郵政民営化の基本方針という閣議決定で、信書便事業の参入規制について、当面現行水準を維持するということでございました。

それで、平成20年の規制改革推進のための3ヵ年計画、これについても、信書便事業の参入要件の緩和ということについて検討することが定められましたが、その後、政権交代などがありまして、平成24年3月に日本郵政株式会社と日本郵便株式会社にユニバーサルサービスが改めて課されました。

それから、平成24年4月に成立した郵政民営化法の一部改正法におきましても、この趣旨で郵便局ネットワークの維持について、法律上明確に定められたという状況でございます。

信書便事業の現状については以上でございまして、ご覧いただきましたように、こうした状況を踏ました上で、一般信書便事業の参入要件、それから特定信書便事業の業務範囲について、改めて検討しろという趣旨でございます。ありがとうございます。

○村本部会長 ありがとうございました。

(4) 諸外国の状況について

○村本部会長 それでは、議題(4)諸外国の状況について、ご説明を事務局からお願ひします。

○松岡郵政行政総合研究官 郵政行政部企画課で、郵政行政総合研究官をしております、松岡と申します。よろしくお願ひいたします。

では、資料3-4について説明させていただきます。これは諸外国の状況ということで、今、岡崎のほうから説明のありましたユニバーサルサービス、三浦のほうから説明のありました信書便に相当するところの、海外の状況を表にまとめたものでございます。

1枚めくっていただきますと、縦軸に国、横軸にその項目という形のマトリックスにしてございます。横軸をベースに説明させていただきたいと思います。

まず、「人口・面積」という基本データにつきましては、見ていただければということでお説明は割愛させていただきます。

次に、その「提供主体」と「経営形態」をセットで説明させていただきます。まず、米国ですが、米国は米国郵便局という訳がつきます。原語では United states postal service を略してU.S.P.Sと申しますが、ここが提供主体です。この機関は、国営独立機関と書いてございますが、これは連邦政府の機関ではあるのですけれども、そのどこの省庁に属しているというわけではないと。NASAとか、ああいったものと同じよ

うな位置付けの機関となっております。

次に、英国ですが、ここはロイヤルメール・グループという名称で、伝統的な王立郵便という形の名前をとっていますが、経営形態のほうは、今は政府全株保有の株式会社ということになっております。ただ、これについては制度を変えまして、現在、政府が株式を売却するための手続をとっていると。これで1割の株式が従業員に渡されて、残りの9割のうちの相当分を売却して、その資金を確保しようということで、現在動いているところでございます。

それから、次、ドイツですが、ドイツはドイツポストというところ、ここも株式会社でございまして、これは早い段階から株式の売却が始まっています。現在、国自身が持っている株というのがございませんで、復興金融公庫という特殊法人的なものが株式を持っている分が約4分の1、それ以外はもう全部民間の企業が株式を持っているという形で、これはもう日本的に言えば、完全に民営化されたも同然という形になっております。

それから、次にフランスです。フランスはラ・ポスト、これはフランス語で「郵便」という意味ですが、という会社がございまして、これもやはり政府全株保有の株式会社という形になっております。

次、イタリアですが、イタリアもポステ・イタリアーネ、これも「イタリア郵便」という原語なのですから、ここも政府全株保有の株式会社という形になっております。

ご参考までに日本ですが、日本郵便が提供主体で、株式会社と書いてございます。ここは日本郵政株式会社という親会社が全株を保有している形ですので、政府全株保有かというと、この日本郵便株式会社は違うのですが、その親会社の日本郵政株式会社については、株式を全て政府が保有しているという状況ではございます。

次に、「郵便局数」についてですが、これは「人口・面積」の規模との兼ね合いもございますけれども、米国で3万5,000局、委託局を含みます。英国は約1万2,000局、これも委託局を含みます。ドイツは1万3,000ですが、これは全て委託局です。フランスは1万7,000局、やはり委託局を含みます。イタリアが1万4,000局、これも委託を含むと。

日本は2万4,000局、簡易局を含むとございます。簡易局と申しますのは、日本郵便株式会社と地元の民間の事業者あるいは地方公共団体、その他農協などの団体との間の委託契約によって、郵便局の仕事をやってもらうという、要するに委託局なのですから、そういったものも含めてという形になってございます。内訳は先ほどの資料

3-2の中にございますので、ご覧いただければと思います。

あと、「郵便収入」ですが、米国は2012年度652億ドル、これは約5.5兆円。ここは規模が突出しています。あとは英国は約72億ポンド、これは約9,331億円。ドイツは140億ユーロ、約1.5兆円。フランスは約108億ユーロ、1.2兆円。イタリアがちょっと低くて、約45億ユーロ、4,932億円となっております。我が国は約1兆3,200億円という形になっておりまして、イタリアは別にしますと、大体1兆円とちょっとといったようなところがおおよそで、米国だけはちょっと多いという形になっております。

それから、次、「取扱物数」ですが、米国は1,599億通個。通個と書いてございますのは、これは手紙だけではなくて小包も扱いますので、それを合算するときに通と個と両方になるので、こういう書き方をしてございます。うち書状は1,482億通であるということでございます。次に、英国は約167億通個、次いでドイツが144億通個、フランスも144億通個で、イタリアは桁が下がって45億通個で、我が国は223億通個と書いてございますが、これは郵便物189億通の他に、「ゆうパック」という名でやっている小包、あるいは「ゆうメール」という名でやっているメール便も含めた個数・通数になります。

これを見ていきますと、米国は1500億通個と桁が1つ違っているというのが、結局郵便収入のほうにも跳ね返るのですけれども、それを除けば、あとイタリアのほうは逆に45億通と少ないのを除くと、各国150億通個前後であると。ただ、人口も6,000万人から8,000万人ということで日本の3分の2程度ですので、そういったところから見ると、日本223億円というのと相対的な件数はそんなに変わらないのかと見ております。

それから、次のほうに行きまして、「貯金」、「生命保険」と書いてございます。これは、我が国の貯金に相当する銀行的窓口サービス、あるいは生命保険の窓口サービスというものを、まず行っているかどうかという点を○×で書きまして、行っている場合に、「関連」と括弧の中でくくっていますが、これは郵便事業体の関連会社、グループ企業が提供している場合かどうかということで、○×をつけております。

まず、米国は貯金も保険もやっておりません。

次に、英国ですけれども、郵便局で銀行や生命保険の商品も扱ってはおります。ただし、これは郵便局のほうで自分たちの自前の銀行を持っているわけではなくて、あくま

で他の銀行あるいは生命保険会社から商品の受託のための契約を結んで、それでやっているということでございます。

ドイツは、現在、貯金も生命保険も、ドイツポストの郵便局ではやっておりません。

次、フランスですが、フランスはラ・ポストの郵便局で、貯金と生命保険をやっております。これは「○ (○)」と書いてございますが、ラ・ポストの系列のところにバンク・ポスタルという銀行がございまして、それが郵便貯金、銀行的な業務を担っております。また、生命保険もやはりグループ企業の中にあるCNP生命保険というのがありますし、ここが生命保険の事業を担っているということで、これはラ・ポストの郵便局で行われている事業の本体というのがラ・ポストのグループの中にあるということで、丸をつけております。

それからポスト・イタリアーネは、これも貯金と保険の両方をやっておりまして、かつこちらも銀行の会社と、それから生命保険の会社というのがやはりグループ中にあるということで、「○ (○)」としてございます。

日本はどうかといいますと、法律ではグループの中にカウントしないことになっているのですけれども、実際のところとしては、現在のところ、日本郵政グループの中にゆうちょ銀行、かんぽ生命が入っておりますので、「○ (○)」としてございます。

それから、次に「ユニバーサルサービスの範囲」ですが、見ていただければお分かりのとおり、どの国も日本以外は郵便がユニバーサルサービスの範囲とされております。貯金、保険のサービスは、郵便のユニバーサルサービスとは位置付けが違うものという形になっております。日本は、今般の制度改革で簡易な貯蓄と簡易な生命保険がユニバーサルサービスに加わったという形になります。

ですので、郵便のユニバーサルサービスの範囲はどうかというと、これを明確に決めている国といない国があるのですが、米国はU.S.P.Sにおいて提供しているサービスがユニバーサルサービスであるとされております。

それ以外の欧州の各国は、EU指令と申します法令によりまして、この範囲というのが決まっておりますので、その範囲に大体納まっております。具体的には2キログラム以下の書類、20キログラム以下の小包、あと書留・保険付のサービスといったものがユニバーサルサービスとして提供してくださいということになっているので、その範囲に英、独、仏、伊ともに入っています。

日本は、4キログラム以下の郵便物、あと書留、内容証明等の特殊取り扱いがユニバ

ーサルサービスであるとされています。あと、ここには書いてございませんけれども、国際郵便も当然ユニバーサルサービスですが、これは国内の話です。

一番最後に「水準に関する規定」とあります。これは、郵便のユニバーサルサービスの水準というものを国なりが決める規定の類いがあるのかどうかということですが、結論から申しますと、どの国でもそういう基準みたいなものがあるということで、特に英・独・仏・伊のEU各国は、EU指令のほうでその基準を定めるようにと決まっていますので、それによって規定が定められております。内容は、先ほど日本国内についての話がございましたが、あれとほぼ同様でして、配達は週6日、1日1回であるとか、取り集めはやはり週6日とかいったような基準が定められています。

米国なのですけれども、米国はそういった基準、週6日配達ということが予算法で制定されているのですが、これでUSPSという会社は652億ドル、5.5兆円をもうけているのですけれども、実は相当な赤字を抱えている状況でして、USPSはその配達回数を週5回に減らしたい、あるいは3万5,000局の郵便局の相当部分を、その営業時間を短縮したいといったようなことをUSPS自身が考えていて、主張しているのですが、議会のほうがそれはだめだと言って、現在その押し合いをしているということです。米国はUSPSの主張が通れば、配達回数週6日、1日1回というのを、週5日、1日1回という形になる可能性がないではないというような状況になっております。

3ページです。郵便事業への民間参入の状況ですけれども、こちらも横軸で説明させていただきます。

まず、「競争分野」と書きましたが、これは民間が入って競争できる分野ということで、これは米国が独占分野以外としていて、との国は全分野が競争分野とされております。EUの英・独・仏・伊は、先ほど申し上げましたEU指令で、段階的に自由化をしていきなさいということで、日本もそうでしたけれども、もともとは書状は独占でしたというところから、一定の重さ・料金のものを独占とし、その範囲をだんだん縮小して、それも消えたという形になっております。

日本は先ほど説明がありましたとおり、全分野に全面的に参入できるふうにしようとすることで、2003年の信書便法のとき以来、ずっと全分野入ることができるということになっております。

米国に残っております独占分野ですけれども、今の欄の下のところに行っていただきまして、基本料金の6倍未満の料金であり、かつ重量が12.5オンス未満のもの、大

体350グラムですが、これについてはU.S.P.Sしか扱えないということになっております。また、米国は、ご案内かもしませんが、郵便受箱が独占、郵便受箱の外側からの鍵というのはU.S.P.Sの職員しか持っていないくて、彼らでなければあけることができません。新聞配達であるとかそういった人々は、郵便受箱が使えないでの、別のところに野ざらしにせざるを得ないような状況というのがあり、そういう制度もあるということです。他の国はそういったものがないということです。

次に、「参入規制」ですが、米国は参入規制というのではありません。それから、英国ですが、これは以前まではあったのですけれども、今はRegulatory Conditionsという条件というのが定められているだけで、参入規制そのものは特になく聞いております。ドイツ、フランス、イタリアは免許制、ライセンスだとされていると聞いています。日本は先ほど申し上げましたとおり、信書便事業の許可制をとっています。

「参入状況」ですが、米国はその規制もないで当然状況は分からぬということです。英国も、規制をこのようないい形にしたので、2011年に免許制を廃止したのですが、その時点では59社が参入していたと。その参入事業者のほとんどは、自分が集荷、取り集めと区分を行った上で、配達をロイヤルメールに委託する形態です。これは我が国では発送代行という事業になっているのですが、そういった形で参入している事業者をカウントして59社になっていると聞いております。

ドイツですが、こちらは2011年12月末現在で1,366社が参入しているというのを、監督機関の情報から入手しているところでございます。そのほとんどは集荷、区分などを行うと。配達をドイツポストに委託する、英国と同様の形であると聞いております。

あと、フランス、イタリアはどういう事業をやっているのかというところが、まだ明確ではございませんので、フランスは直近のアニュアルレポートから、32社の免許事業者がいると聞いております。それとイタリアは、これも公表されている直近の資料から2,500社の参入者があるとは聞いておりますが、それ以上の情報、具体的にこんな会社がこんな事業をやっているというところは、彼ら自身も把握していないのか、把握しているけれども出していないのか、ちょっと我々のほうでも調べがついていない状況でございます。

日本は、先ほどご説明しましたとおり、信書便事業402社が9月末現在で参入しているという状況でございます。

下のほうに、「規制機関」と「所管官庁」とございますが、これは欧州では、先ほど来申し上げておりますEU指令、※印の中にございますが、EU指令というのが1997年に最初つくられたもので、その中で郵便事業体と独立した規制機関を設置するということを各国に義務付けてございます。郵便事業体と独立していればいいということですが、各国は結局、事業体を所管するのが同じ官庁になってしましますので、そういう所管官庁とは独立した規制機関を設置する例が多いという形になっております。

具体的には、この英・独・仏・伊のところの上の「規制機関」欄にございます。英国は通信庁(Ofcom)、ドイツは連邦ネットワーク庁、フランスはフランス電気通信郵便規制機関、イタリアは通信規制庁といったものがありまして、これが下の「所管官庁」、英国はビジネス・技術革新・技能省、ドイツは連邦経済・技術省、フランスは生産再建省、イタリアは経済発展省といったところとは独立する形で置かれていると。ちなみに、米国は郵便に関して郵便規制委員会というのがございまして、ここが郵便に関するさまざまな規制をしておりますが、民間事業者の規制をしている機関は特にならないという状況です。

日本は、制度所管庁「あり」であり、規制機関であるのは総務省ということになっております。

最後の4ページですが、ユニバーサルサービス確保方策ということです。まず、基本的には補助金を出すというのが1つあります。米国ではUSPSのために、30億ドルまでの借り入れと債券発行が認められているというのがございます。

次、英国ですが、ここは郵便局のネットワークを維持するために、2011年度から4年間にわたって総計13億ポンド(1,684億円)を補助金として交付するという施策をとっております。これは裏を返せば、郵便局のネットワークの維持がかなり危うくなったということで、そういう補助金を出したと。これは下のほうに額がございますが、500億円ぐらいずつ出していくということになっております。

ドイツですが、ドイツはユニバーサルサービス基金というのがあると。こういうユニバーサルサービス基金の制度は、電気通信でおなじみのですけれども、郵便でも一応こういう制度をつくっている国は、ドイツ、フランス、イタリアです。ただ、どの国をとっても実績はないという状況です。

ドイツのユニバーサルサービス基金は、ユニバーサルサービスが適切に提供されていないと判断されたときに、年間売り上げ50万ユーロ以上の事業者から拠出させた保証

金を提供事業者に支給する。その提供事業者は入札で決めるというところまで制度としては決まっておりますが、何分その状況になつてないので、実績はないというところでございます。

フランスも同様にして、ラ・ポストと参入事業者が基金を拠出するということになつてはいますけれども、これもやはりそういう基金を交付するということになつてないということです。

イタリアもユニバーサルサービス基金がありますが、これも支出の例がないということです。

あと、補助金ですが、ラ・ポストは郵便局の設置に対する費用として、約7.64億ユーロ（約882億円）を補助していると。他方で割引サービス、出版物の割引について、2008年から2012年の5カ年にわたって合計20億ユーロを支出、補助金として出したというような補助金の出し方をしています。これについて、英国のところとフランスのところにアスタリスクをつけていますけれども、これらはユニバーサルサービスのための補助金ではないと彼らは位置付けていると。あくまで郵便局を維持するためのコストである。我が国は郵便局というのがそもそもユニバーサルサービスの拠点単位になっているのですけれども、彼らはそうではないと言っているということです。

イタリアですが、イタリアは基金の他に、ポステ・イタリアーネに対する補助金ということで、これは直接的にユニバーサルサービスのためにということで、2009年から2011年まで、合計11億ユーロ（1,259億円）を交付しております。また、これとは別に割引サービス、出版社向け、NPO向け、選挙候補者向けの郵便物の割引、これに対しても3年合計で4.58億ユーロ（約524億円）の補助金を交付したというようなこと、これはユニバーサルサービスのために補助金を出した例となります。

駆け足になりましたけれども、以上がユニバーサルサービスと競争導入の状況でございます。以上です。

○村本部会長 ありがとうございます。

今、沢山のご説明をいただいたわけですけれども、時間は限られていますけれども、ご自由にご発言いただいて、ご質問あるいは確認等していただければと思います。

はい、どうぞ、お願ひいたします。

○井手部会長代理 最初の諮問のところで説明いただいた資料3-1-2ですけれども、検討項目に2つありましたが、これはユニバーサルサービスのコスト等を算定するとい

うことですが、これは現行の現在におけるユニバーサルサービスのコストがどのくらいかということを算定するのでしょうか。

というのは、2番目の活性化で、一般信書便あるいは特定信書便の参入条件が緩和されて参入事業者が出てくると、当然、競争で本来の郵便のユニバーサルサービスというのがかなり変わってくると思うのですけれども、現状のユニバーサルサービスを算定するのか、あるいは将来に向けての、もしこういう状況になった場合にはこのぐらいだというのを算定するのか、その点、2番目は最初に3月に答申ということだったので、その点について教えていただきたいと思います。

○岡崎郵便課長 お答えします。今、考えておりますのは、来年の3月に仮に例えば信書便の参入の要件などが多少変わったとしても、もともとがユニバーサルサービスに影響を与えないようにというのが要件でついておりますので、もともとの水準は変えないという前提で考えております。

そういうことを前提としますと、この費用の計算も、今現在法律で定まっているものをベースにして、一体どの程度コストがかかっているのかというのをまず計算するというのが筋なのかなということで、お答えとしては、ひとまず参入要件がどうなるかに関わらず、まず現段階でのユニバーサルサービスの水準をベースにコストを計算して、結論として、これではにっちもさっちもいかないとなったら、じゃあ、どこまでどうするのかというような議論が次に始まると思われますけれども、少なくとも最初の段階は、今の水準をベースに計算をせざるを得ないのかなと考えております。

○村本部会長 どうぞ、お願いします。

○斎藤委員 まず、教えていただきたいのですが、窓口業務という言い方をしていますが、これはフィジカルな窓口業務に限定されるのでしょうか。バーチャルな窓口業務というのを考えてもよろしいのでしょうか。例えばウェブサイトで窓口業務を行い、経費削減を今後考える余地はあるのでしょうか。それが質問の1つです。

それからもう一つは、混乱してしまったので、もう一度、すみません、教えてください。信書とはというのが、ご説明をいただいて余計分からなくなってしまいました。私の頭の中では、信書というのはとても重要なものだと思っていたのですが、クレジットカードだとか乗車券というとても大切なものは信書ではないというと、何か引っ掛けのテストにかかったような感じがいたします。そういうものが大切ではなくて信書扱いではないとすると、何か普通の運送の業者がそのまま扱えるものということなのでしょう

か。すみません。ちょっと頭の整理ができないので、信書に該当しない文書というのはどういう扱いになるのか、もう一度教えてください。申し訳ありません。

○藤野貯金保険課長 貯金保険担当者の藤野と申します。

今のご質問のあったもののうち、窓口業務の関係です。具体的に言えば、銀行窓口業務、それから保険窓口業務とありますけれども、これは意味合いとしましては、銀行窓口業務の方は、銀行代理業をユニバーサルサービスについてやるということでございまして、それから保険の方は、この募集、それから保険会社の事務の代行をやるというこでございまして、特に物理的な窓口をつくるなくてはいけないとか、そういうことがこの言葉の中の意味合いとしてあるものではございません。バーチャルではない、物理的な形を何かつくるなくてはいけないというものではございませんで、ここで言っておるのは、ユニバーサルサービスとしての銀行として行うような業務、銀行代理業を、この銀行窓口業務として呼んでいると。あるいは保険については、先ほど申し上げたよな保険の募集や事務代行のうち、ユニバーサルサービスに当たるものとの提供を行うというものを意味しているということでございます。

○岡崎郵便課長 まず、窓口業務についてちょっと補足しますと、法律上は、窓口業務というのはこういうのが窓口業務になりますよと書いてあるのですけれども、他の部分で、郵便局は全国津々浦々設置しなさいと書いてある条文がまた別にあって、一方で郵便局ではこういうサービスをしなさいという条文もありますので、窓口業務とは何ぞやと言われると、ちょっとはつきりしないのですけれども、合わせて読むと、結局、今の法律は、物理的に郵便局でそういったサービスが出来るようにしなさいというふうに法律上は書いてあります。

ですから、極端な話をしてみると、多分、今の法律上はウェブで日本全国全てで例えば銀行預入れができるので、郵便局での受け入れを全部やめていいかというと、そういう法律のつくりにはなっていないと思いますので、定義としてはそうなのかもしれませんけれども、実質的には物理的に郵便局でサービスができるようにしなさいと法律は書いてあります。

特に郵便の場合は、もともとウェブではなくて、手紙を運ぶということなので、郵便の窓口業務というのは、郵便局で郵便物を物理的に受け付けるようにしなさいという定義になっています。法律の書きぶりがそういう形になっています。

その次にご質問がありました信書なのですけれども、これは「信書に該当しない文書

の例」と「文書」と書いてあるので、ちょっと混乱があるのだと思います。元々の発想が、信書という基本的にはお手紙です。情報を運ぶものだと、通信の類いなのですというのが元々のこの考え方でして、信書に該当しない文書の例の中に挙がっているものは、字が書いてあるのですけれども、文書というよりも価値のあるものです。例えば紙幣も字が書いてありますけれども、むしろ経済的価値そのものです。こちらのほうはそういう文書というか、信書というよりも、物としての側面が強いので、こちらは物として扱いましょうということです。

なので、大事だから、大事ではないかというだけではなくて、もともと先ほどありました憲法の、通信の秘密というところから来ていますので、そもそもこれは通信なのでしょうか、そうではないのでしょうかというのが、まず第一の区別でして、字が書いてあるから通信でもないのではないかと。字が書いてあるのは、多分通信ではなくて、この物はどういう価値があるものかということを示すための字ではないかということで、先ほどちょっと分かりにくくとおっしゃられた、例えば乗車券とかクレジットカードというのは、乗車券は乗車券として経済的な価値、あるいはクレジットカードはこれで物を買い掛けることができるといった価値がある、物としての側面が強いのでということで、今は信書と信書でないものが分かれています。ですから、繰り返しますけれども、信書というのは、まずは最初に通信であるものということです。

○斎藤委員 すみません。ついでに教えてください。そうしますと、郵便局がフィジカルに津々浦々あまねくなればいけませんということですが、例えば郵便局の中で郵便はフィジカルにやらなければいけないけれども、銀行業務に関しては、例えばバーチャルな窓口が他にあっても、それは可能であるという解釈が成り立つわけですね。

○岡崎郵便課長 今の法律ですと、郵便局の定義は、3つの仕事をしているものが郵便局というふうになっています。この3つの仕事が、郵便窓口業務と銀行窓口業務と保険窓口業務をする。この3つの役務を提供している会社の営業所が郵便局なのです。

したがって、郵便局と呼ばれるためには3つの役務とも提供していないといけないで、仮に例えば郵便の窓口役務しかしていない営業所があったら、法律上はそれは郵便局ではないのです。ですから、郵便局を全国に置きなさいという意味は、郵便窓口業務と銀行窓口業務と保険窓口業務、全てやっているものを、日本全国ちゃんと置きなさいと法律上は書いてございます。

ちょっと細かい話をすれば、例外的に1つか2つの窓口業務しかやっていなくても郵

便局と呼んでも構わないよというのがあるのですけれども、本当に例外的で、原則は3つとも提供していないと郵便局ではありませんと書いてあるのです。

○斎藤委員 ありがとうございます。

○村本部会長 そういうのも考えなくてはいけないというのは、多分ミッションの一つになるのではないかと思うのですが、議論はいずれするとして、ご質問のほうをとりあえず。どうぞ、お願ひします。

○竹内臨時委員 東京女子大学、竹内でございます。ご説明ありがとうございました。

多分、これはミッションにかかわることですので、まだ私には疑問になっているのかと思うのですけれども、その郵政事業のユニバーサルサービスをどうするかということが1つあると同時に、もう一つは一般信書便事業をどうするかということです。このとき、一般信書便事業に対してユニバーサルサービスを課すとか課さないとか、そういう議論もするのかどうか、あるいは、一般信書便事業についてはユニバーサルサービスは関係なしということで議論をするのかという点について、分からぬところがあります。

まだ、私は現場のことがよく事情を飲み込めていないのだと思うのですけれども、例えば一般信書便事業でユニバーサルサービスをやらなければ、クリームスキミングが起こってしまうような気がするわけです。ですから、これは全く架空の話ですけれども、新規参入事業にユニバーサルサービス事業をやるか、あるいはその代わりに何か負担金、先ほどヨーロッパにあるような、例えばそういう負担金を課すという選択肢を与えるというような制度設計というところまで議論するべきことなのか、あるいはもうユニバーサルサービスと一般信書は全く切り離してやるということなのか、その点を教えていただければありがたいと思います。

○岡崎郵便課長 先ほどご説明があって、ちょっと分かりにくかったのかもしれませんけれども、一応今回の規制改革会議の結論を受けた閣議決定では、一般信書便事業については、要件の明確化ということになっています。

この趣旨は、我々の理解するところでは、一般信書便事業には、先ほど三浦からご説明があったように、ほぼユニバーサルサービス類似の参入要件が課されているわけです。したがって、これはもう、これをなくすとかいうことについては、とりあえず検討はしなくてもいいと。それがあるということを前提に、その要件の明確化について検討すれば足りるというふうに、閣議決定されたのであろうと理解していますので、事務局としては、そこについてはできればマンデートというか、要求されている範囲内で、一般信

書便事業にはユニバーサルサービス要件類似の義務がかかっているのを前提に、明確化のところだけご検討いただければ、役割としては十分だと思うのです。

他方で、このユニバーサルサービス全体の話をしますので、それとの関係で、やはりそちらのほうもお話をすべきであるとか、ここを変えないと話が進まないということであれば、事務方のほうから絶対話をされては困るというようなことでもなく、むしろ先生方のほうで、是非そこは何とかしたいということであれば、そういうご議論もしていただいて全然問題ないと思います。最低限のものとしては、むしろ今のものを前提とした要件の明確化のところについてだけは、是非やっていただけると非常に助かると思っております。

○村本部会長 　今のところは大事なところなのですが、要するに一般信書便というのは、実施計画の中でもユニバーサルサービスを確保した上でということだから、一般信書便というのは、ユニバーサルサービスが必ずくっついたものだという理解をしないといけないということですね。

○岡崎郵便課長 　そうです。そこでというよりも、そもそもが要件の明確化だけ書かれているのです。多分、ユニバーサルサービスがついているのは要件そのものだと思いまして、要件の緩和ではなくて、要件の明確化とだけ書かれているので、多分その明確化のところだけが必ずしなければいけないことなのだろうと理解しております。そこが、特定信書便のほうの業務範囲のあり方などとも書き方が明らかに違いますので、そういうふうに理解しております。

○村本部会長 　よろしいでしょうか。

○竹内臨時委員 　はい、すみません。今のお話で分かってはきたのですけれども、例えば参入要件を明確化するときに、先ほど私が勝手な想像で言った、その一般信書便事業でユニバーサルサービスを提供するか、あるいはかわりに、例えば、今、携帯電話サービスでやっているような料金を取る。そのどちらかをとりなさいなんていう選択肢があれば、その市場には参入したいなということがあるかもしれないし、必ずユニバーサルサービスをやらなければいけないのだということになったら、いや、それではちょっと参入をためらってしまうということもあるかもしれない。

そうなると、それは結構参入要件や市場の活性化に関わってくることだと思うのですけれども、今、お話しいただいたことによると、そういうところまで議論しても、それは特に差し支えはないということでおろしいわけですね。

○岡崎郵便課長 そうです。差し支えはないのですけれども、少なくとも最初のところは議論していただけだと、特にこの規制改革会議の関係で結論が出ないといけませんので、助かりますというのをそういうことです。

○井手部会長代理 今の点で、参入要件を明確化することですけれども、私が理解する限り明確だと思っているのですが、どの点が不明確なのかというのを、ぜひ事務局のほうで整理して出していただきたいと。明確化しなくてはいけないというのはどの点かというのを、ぜひ整理していただきたいと。

それから、もう一点ですけれども、諸外国の事例で、ユニバーサルサービスの確保策、これも諮問の中に書かれているのですけれども、今日の諸外国の確保策を見る限り、補助金と、それからユニバーサルサービス基金という、この2つがあるわけですけれども、それ以外にも、ヨーロッパで付加価値税の免除という税制優遇というのもあって、最近は新聞でも軽減税率とかいうことが言われていますけれども、ユニバーサルサービスを確保するために、郵便事業に税制の優遇というのも選択肢としてあるのかどうか、何も声が聞こえてこないので、そういうもの、あるいは不採算地域というのがもあるとすれば、その不採算地域を事業者に入札させるという方法も、一方でドイツとかでもそういうものの採用を検討したこともあるので、多分、補助金と基金と入札と税制優遇という、ヨーロッパで付加価値税の免除というのも、競争の進展に伴ってどういうふうになっているのかというのも、ぜひ事務局のほうで整理していただきたいと思います。

○村本部会長 他にいかがですか。今の井手委員の仰ったことに少し悪乗りして申し上げますと、4月19日に規制改革会議のワーキング・グループで出た議論の中に、ヤマト運輸がいろいろなことを質問しているというか、これはこうで、こうでと書いてあるみたいなのです。

それに対してどういう答えがあるのかというのを、例えば荷物に手紙をくっつけてはいけないですかみたいなのがありますね。そういうことについて、これは間違いだとか、あるいはこれはそうだとか、あるいはここにも書いてありますが、差出箱が常時アクセスできなくてはいけないというけれども、これは24時間開いていなくてはいけないのですかとか、それは外に置いてはいけないですかとか、うちの中にあったらいけないのですかとか、そういうかなり細かいことが、多分我々が求められている参入要件になるのではないかと思うので、つまりヤマト運輸が言ったことについて、こういう答えというか、こういうふうに考えているということが整理していただけると、割合わか

りやすいのではないかと。

要するに10万本出さなくてはいけないと、そんなの無理ですよという話なのか、あるいは20万店取扱店があるのだから、そこに持ってきてくれればいいですよという話なのか、あるいは郵便局で全部取り扱ってくれという話なのか、その辺の整理ができると、多分我々の議論がやりやすいのではないかと思いますので、ちょっとその辺を少し整理していただけだと、これもありがたいなと思っています。

他にいかがでしょうか。今日は議論をする場ではないので。

はい、どうぞ。

○今林郵政行政部長 今、井手先生、それから部会長からもお話をありました、その規制改革会議の模様だけお記ししておりますけれども、これは一方的にこのやりとりだけ見てもよくわかりませんので、当事者からお話を伺う機会をぜひ設けたいと思っておりますし、それから井手先生からご指示のありました内容の調査とか、そういうところも追ってやっていきたいと思います。

タイムスパンとしては、岡崎から先ほど申し上げましたとおり、確かに難しいですけれども、段取りが2段階ありますて、ひとまず中間で特定信書便などを中心として、業務範囲の明確化というのが先に来て、コスト算定の方法みたいなものをちょっとご覧いただきながら、次の段階のその一般信書便のほうの活性化なり、ユニバーサルサービスの確保方策というふうに流れてまいりますので、先生方に十分ご議論いただけるよう取り運んでまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○村本部会長 この段階で、まだ疑問、質問等がありましたら。議論はいずれ沢山しなくてはいけないものですから、ただ、事実認識だけ共有はしておかなくてはいけないと思いますので。

もし、よろしければ、議事を先に進めさせていただきます。

(5) 日本郵便（株）の経営等の状況について

○村本部会長 議題（5）日本郵便の経営等の状況についてということで、日本郵便から、ご説明をお願いいたします。

○日本郵便（株）立林執行役員 日本郵便株式会社の立林と申します。平素から、日本郵便、そして日本郵政グループに対しましてご理解をいただきまして、ありがとうございます。

います。

本日は総務省からのご依頼で、弊社の経営の状況を主としまして、資料を作らせていただきましたので、これをご説明させていただきたいと思ってございます。3-5の資料でございます。

おめくりいただきまして、目次がございます。大きくパツツといたしましては、弊社の経営状況全体の概要、トピックス的なところも少し入ってございますけれども、それから、後段はユニバーサルサービス提供の状況というところでございます。後半の内容は、ちょっと拝見したところでは、最初に総務省のほうからご説明いただいたところと少し重複するところもあるようでございますので、その辺は適宜割愛させていただきたいと存じます。

それでは、資料の4ページから入らせていただきます。既にご承知のとおり、日本郵便株式会社は、昨年10月に旧の郵便事業株式会社と郵便局株式会社が統合して生まれた会社でございますので、その下のポンチ絵にございますとおり、お客様に対しまして、郵便局という物理的な窓口を通じて、いわゆる郵政三事業のサービスを提供してございます。

もちろん、その他にもさまざまなサービスを提供してございますけれども、その中で、郵便の関係につきましては、旧郵便事業株式会社のほうが、いわゆるオペレーションといいますか、配達も含めて提供してございますので、こここの部分が1つの同じ会社になったというところでございますので、少し机の角のような、こういった絵になっているという状況でございます。真ん中の銀行代理業務、それから生命保険代理業務は、それぞれゆうちょ銀行、かんぽ生命の商品を窓口として売っているといった状況でございます。

従いまして、現在のところ、日本郵便株式会社の中でも、経理上のセグメントといたしましては、郵便事業のセグメントと郵便局のセグメントの2つで、これも前々からの旧2会社に分かれていたときとの比較という意味からも、このセグメントを維持して開示等をさせていただいているという状況でございます。

5ページのところでございますけれども、そこで過去5期分の各セグメントの状況でございます。郵便事業につきましては、ご承知のとおり、JPEXの統合に端を発しまして、平成23年3月期では1,034億円の営業損失を計上したわけでございますけれども、その後、後で少し述べますような様々な努力をいたしまして、直近の平成24

年度には374億円ということで、3期ぶりに黒字を計上させていただいたという状況でございます。単年度の黒字を達成してございます。

一方、郵便局のセグメントのほうにつきましては、営業利益は一貫して維持はしているところではございますけれども、ご覧いただきますとおり、一貫して右肩下がりということで、減益を続けているという状況でございます。

続きまして、それぞれのマーケット的なところを多少ご説明させていただきます。6ページ目は、郵便のセグメントのほうの引受郵便物数の推移を過去10期分、棒グラフにしたもので、棒グラフの先のほうを取り出してみたものでございます。上の説明書きの中にございますとおり、いわゆる荷物のほうに分類されますゆうメール、ゆうパックというものを除く狭義の郵便という物数は、平成15年度から平成24年度まででならしますと、平均で約3%減少してございます。このゆうメール、ゆうパックを合わせますと1.5%というところではございますけれども、いずれにいたしましても減少の傾向ということでございます。

それから、各競合してございますゆうメール、それから宅配便の市場についてご覧いただいておりますのが7ページ、8ページになります。7ページはメール便の市場の競合状況でございます。メール便につきましては、ヤマト運輸と私どもの商品ゆうメールで95.3%ということで、ここだけご覧いただきますと寡占的な市場ということになってございます。現在のところ、私どものほうが57.6%、ヤマト運輸が39.3%という状況であります。

8ページでございますけれども、宅配便のほうの市場でございます。こちらのほうは、ヤマト運輸と佐川急便で合わせまして8割を超えてるという状況で、平成15年度に比べまして、一層その寡占化が進んできているという状況と思ってございます。弊社はゆうパックに、日通のペリカン便を統合したわけでございますけれども、まだ11%というシェアの状況でございます。

9ページは国際郵便のほうでございます。国際郵便のほうは、外国来、外国宛て、こちらも減少の傾向でございます。外国来は3.5%、外国宛てにつきましては6%の減少ということになっております。

続きまして、10ページでございます。郵便局セグメントのほうは、収益構造といたしまして、委託元の会社からの手数料というものが大勢を占める構造でございます。このいわゆる三事業に係る郵便・銀行・保険の手数料の状況を棒グラフとしてあらわした

ものでございます。過去5年間、ゆうちょの残高、それから保険の契約件数といったものの減少にまだ歯止めがかかっていないというところでございまして、受託手数料につきましても、低下していっているという状況でございます。

11ページでございます。こちらのほうは国際で、欧米主要国の郵便物数の推移について示したものでございます。こちらも、先ほども少しあつたかもしれませんけれども、欧米主要国での郵便物数というものはかなり減少、特にU.S.P.Sとロイヤルメールにつきましては6%程度の減少ということでございます。国によって多少の差異はございますけれども、郵便物といった意味での減少というものは、欧米各国問わず、ほぼ共通という状況かと認識をしてございます。

以上が、主要な事業ということでございますが、当然、私どもは津々浦々にございまして郵便局を利用いたしまして、地域のお客様のためのさまざまなサービスを過去からも提供し、現在も提供し続けておりますので、その関係を少し拾わせていただきました。

12ページは、地方公共団体との連携ということで、いわゆる公的な事務というものを郵便局の窓口で実施している、あるいはバス回数券ですとかごみ処理券とか、こういったものを郵便局で販売させていただくということでございます。取り扱いの郵便局でご覧いただきますと、4,057郵便局でやっているということでございます。それから、日本年金機構からの委託を受けて、年金加入記録の交付業務も約200局で試行的に行わせていただいているところであります。

それから、13ページのほうは、郵便関係の外務員の方を活用して、ひまわりサービスという名前をつけてございますけれども、過疎地域のひとり暮らしの高齢者の方々の在宅福祉、福祉といつてもさまざま、下にございますように励ましの声かけでございますとか、集荷のサービスとか、いろいろなメッセージを届けたり、それぞれ地域によってやり方はあるのですけれども、こういったところで外務員の方を活用してサービスをやってございます。地方公共団体、それから社会福祉協議会等と協議、委託を受けてという形で行って、100自治体で実施しているところでございます。

それから、14ページ目でございますけれども、こちらは10月から開始させていただきまして、少し新聞にも掲載されてございますけれども、みまもりサービスということで、高齢者等のお客様に対して、郵便局のほうから、いわゆる生活状況の確認ということを主眼といたしまして、訪問をさせていただいたり、あるいは郵便局のほうにお呼びして、お食事会などをさせていただいたりということをしながら、安否状況を確認し

た上で、このポンチ絵の左側にございます、遠隔地のご家族に宛ててレポートさせていただくというスキームを基本といたしまして、10月から開始させていただいたところでございます。ちょっとトピックスとして紹介をさせていただきます。

それから、15ページでございますけれども、地域貢献としましては、小学校あるいは中学校との連携ということで、手紙の書き方体験授業というものをやってございますので、この機会にご紹介をさせていただきます。15ページの左側のところにございますけれども、平成21年度に文部科学省が実施された調査の中で、はがきの宛て名の書き方を知っている小学校6年生の方というのが67.1%、要するに3分の1の方は宛て名をどういうふうに書くのかということについて、余りご存じないという調査が出てございまして、やはりこういったところで、手紙を書く機会というものをもっときちんと提供できるようなことをやりたいなということで、平成22年6月から、手紙の書き方体験授業と銘打ってございますけれども、やってきております。

右側にありますが、平成24年度で、小学校は2万1,000校のうち7,000校、それから、中学校はちょっとまだまだなのですから、574校といったところで、書き方の体験授業というものをやらせていただいているというところでございます。

以上、地域貢献的な施策につきましてご紹介をさせていただきました。

続きまして、16ページから経営改善策ということで、少し述べさせていただきます。まず、郵便の関係でございます。

郵便事業につきましては、最初に申し上げましたとおり、1,034億円の営業損失を計上したというところもございましたので、上の箱書きの中にございますとおり、郵便物数の減少、宅配便市場で厳しい競争環境というところで、また、当然郵便のユニバーサルサービスというものを提供する責務もございますので、郵便の黒字体質の定着、それからゆうパックの黒字化に向けて、これを私どもでは郵便再生と呼んでございますけれども、こういう取り組みをパッケージとして社内的に進めているというものでございます。

内容的には、増収に向けた取り組み、生産性の向上、そして仕事のやり方の見直し、この3本の柱、これに基盤としての経営管理の高度化と人事・給与制度というところをきちんと整備するということで、下のほうですけれども、主要分野としまして、郵便、ゆうメールにつきましては、とにかくその減収をカバーしながら利益を生み出していくと。それから、ゆうパック、国際物流のところで、どうしても郵便のほうが減収になり

ますので、こちらを下支えをしていくと。この辺のところでは、関連子会社等の活用というところも考えていきたいと思っております。さらに3つ目ですが、新たなビジネス展開ということも考えていきたいと思っております。こういったところで、最終的にそれを郵便のユニバーサルサービスの維持というところもきちんと維持してまいりたいと考えております。

17ページは、その結果というわけではございませんけれども、こういったところで1つの目標としておりましたのが、平成24年度、先ほどの単年度での営業の黒字化ということで、さまざまな取り組みをした結果でございますけれども、これでもって平成24年度の営業黒字というものがひとまず達成されたという状況であります。現在平成25年度、26年度ということで、この17ページの下の左のところにあります成長の基盤づくりということで、さらに増収のトレンド、あるいは黒字体質の実現というところを目指しまして、生産性向上、収益拡大に取り組んでいるところでございます。

18ページでございますけれども、ゆうパック・ゆうメールにつきましては、例えばそのターゲットとしまして、収益性の高い個人の方がオークションで出されるというところで郵便、特に国際郵便などもお使いいただくというところに強みがあるだろう、あるいは非常に伸びております通販のところでの活用ということで、事業戦略を考えている。この一例でございます。

19ページのほうは、郵便局事業について述べてございます。郵便局事業につきましては、当然全国の郵便局ネットワークというものが一番強みになるわけでございますけれども、19ページの左の上にございますとおり、実は一つ一つの郵便局は社員が非常に少ないです。2人、3人といった郵便局も珍しくないという状況ではありますので、一局一局の郵便局でできること、それはその収益にせよ、生産性にせよ、かなり限界があるだろうということで、真ん中の矢印にあるような一定の数の郵便局を集めたまとまりでもって、経営管理をやっていくということにしていきたいと思っておりまして、エリア全体で郵便局を運営するという体制で、注の中にあります、部会という大体約15局ぐらいのまとまり、あるいはそれがもう少しまとまりました120局ぐらいの地区連絡会といったまとまりでもって、管理をしていくということをしてございます。

この部会の中で、要員につきましてもある程度柔軟に回していくということで、生産性を上げていくということ、あるいは窓口の事務につきましても、郵便・貯金・保険、あるいはその他の業務、さまざまございますけれども、複数の業務、どういった業務で

もひとわたりのことはできるように、社員のほうの服務をやってきました。これを「総合服務」と私どもは呼んでおりますけれども、こういったことをやってございます。これらに加えまして、営業損益を中心としたマネジメントの強化をやっているといったところが、郵便局関係の経営改善でございます。

20ページのところは、全くこれとは毛色が違うものでございますけれども、3月にJPタワーを東京駅前にオープンさせていただきましたけれども、事業としては、使わなくなった不動産を活用しまして、不動産開発というものを全国で現在手がけてございますということのご紹介でございます。この縁になっているところが、大体住宅系といいますか、分譲マンション系でございます。オレンジのところが貸しビルといったものになります。

以上が第1部でございます。

21ページからの第2部でございますけれども、ユニバーサルサービスの提供状況ということで、22ページの郵便局におけるサービス内容につきましては、多少重なるところもあるかと思いますけれども、郵便の関係につきましては、郵便事業と、それから大きくは物流業、それからその他に分かれるかと思います。

郵便につきましては、当然その国民の生活インフラと、それから万国郵便条約に基づく国際郵便といった枠組みの中で提供させていただいていると。物流のゆうパック、ゆうメールは、かつては郵便小包と言われたところでございますので、民営化後、今度は郵便法の枠組みから外れたものとして、一般の物流としてサービスを提供させていただいているものでございます。さらにロジスティックスとか貨物運送になりますと、新しい事業、企業体ということでやっております。

23ページ目は、郵便のユニバーサルサービスの提供、内容、それから大きさ等につきまして書かせていただいてございます。これはご覧いただければと思いますので、割愛させていただきます。

それから、24ページのほうはユニバーサルサービスの水準でございます。こちらも恐らくご説明があった内容だと思いますので、割愛させていただきます。

25ページは、今度は郵便局の窓口のほうで実施しているサービスの内容について、簡単にまとめさせていただいております。全国津々浦々の郵便局の機能、資源を最大限活用して、地域のニーズに合ったサービスを提供するということなのですけれども、左から郵便、貯金、保険と伝統的な郵政三事業、それから一番右側のその他とございます、

私どもの中では金融新規サービスと呼んでおります変額年金にせよ、自動車保険といったもの、それからカタログ販売、店頭、広告といった物販の関係、それから先ほどご紹介させていただいた不動産、こういった新しいことをやっているという状況でございます。

郵便、貯金、保険、それぞれのサービスにつきましては、一番左の郵便につきましては、会社ができた民営化当初から、①、②につきましてはユニバーサルサービスとして提供しているものでございます。新たに民営化法の改正によりまして、銀行窓口業務、それから保険窓口業務といたしまして、このオレンジの星をつけましたものを提供しているという状況でございます。

26ページは、これは一般的な郵便局におけるサービスの内容でございます。各事業の曜日ごとの、これも当然、一部の郵便局ではとございますように、例外的なところもございますけれども、大体一般的にはこのような形で窓口の開設をさせていただいております。

それから、27ページは郵便局の数の推移でございます。こちらも先ほどご紹介があったと思われますけれども、営業している郵便局なのか、それとも一時閉鎖になっているのかということにつきましては、営業中の郵便局の数というものは、実は会社がきました民営化の平成19年10月1日から平成25年3月までの間では、114局増加をしているといったところでございますので、ここを付言させていただいておきます。

それから28ページ、こちらも設置義務の中にございます、過疎地における郵便局の数でございます。過疎地は当然設置義務であるわけでございますけれども、過疎地における営業中の郵便局数につきましても、会社統合後も12局増加、それから郵便局会社の時代にも22局増加をしているという状況でございまして、民営化以降も、郵便局ネットワークの数的な水準についてはそれ以前と遜色ない、いや、営業中という意味であれば、むしろ強化されたと考えてございます。

最後のページは、郵便差出箱（ポスト）あるいは切手販売所等についての累計の経年の数字でございます。ポストにつきましては約18万本、販売所につきましては14万カ所ということで、書かせていただいているということあります。

駆け足で恐縮でございます。私のほうの説明は以上です。

○村本部会長 ありがとうございました。今のご説明に何かご質問等ございますか。

確認で2つほど。先ほどの一番最後におっしゃった一時閉鎖中のものと、それから営

業中のもので整理されましたけれども、一時閉鎖というのは、これは本当に一時なので
すか。それとも、もうかなり長い閉鎖なのですか。

○日本郵便（株）立林執行役員 「一時」という名前をつけさせてはいただいておりま
すけれども、中身は様々ございます。正直、「一時」が物理的には非常に長くなっている
というのも複数箇所ございます。これにつきましては、またちょっとどうするかと
いう問題は別途あろうかなとは、会社としても考えております。

○村本部会長 ありがとうございます。もう一点、収支のところで、公社時代から見
させていただいているのですけれども、郵便事業で手数料収入が1兆1,637億円で
すよね。これの他に、収入全体、総収入は、今、どれくらいの大きさになっていますで
しょうか。

○日本郵便（株）立林執行役員 10ページのところでございますか。

○村本部会長 はい。単純に営業収入がどれくらいで、そのうち委託収入がどれくらい
でという。

○日本郵便（株）立林執行役員 この受託収入が、大体郵便局セグメントの営業収益の
98%ぐらいを占めますので、残りあと2%程度でございます。

○村本部会長 分かりました。ありがとうございます。

○椿企画課長 日本郵便株式会社全体の営業収益としては、大体2兆円ぐらいです。郵
便局事業としてはこれだけですが。

○日本郵便（株）立林執行役員 そうですね。申しわけございません。会社全体としま
してはそうでございます。郵便局セグメントで見ますと、そういう状況ということであ
ります。

○村本部会長 分かりました。

他にいかがでしょうか。

これもちょっとうろ覚えで恐縮なのですけれども、公社化したときでしたか、基金と
いうのをつくりましたよね。

○日本郵便（株）立林執行役員 民営化直後、最初の郵政民営化法の時代に、基金とい
うのが親会社の日本郵政株式会社の中につくられたと記憶してございます。これは、た
しか民営化法の改正に伴って廃止をされたと承知してございます。

○村本部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

- 日本郵便（株）立林執行役員　　ありがとうございました。
- 村本部会長　　立林執行役員と鶴田執行役員には、これでご退席いただきます。

（6）今後の議論の進め方について

- 村本部会長　　引き続きまして、議題（6）今後の議論の進め方につきまして、ご説明をお願いいたします。
- 岡崎郵便課長　　では、また事務局から、もう既に先ほどから何度もこの点についてご質問いただいておりますので、確認になりますけれども、まず、最初のIと書いてあります郵政事業のこの議論の進め方ですけれども、郵政事業のユニバーサルサービスの確保方策については、先ほども今林のほうからもご説明がありましたけれども、年内は計算方法といったものをご説明させていただいて、その後実際の計算をして、じっくりということにならざるを得ませんので、そういうことを検討するに当たって、必要なことは何かといったことをご検討いただきながら、最終的にはそういった数字を見ながら、どのような方策が必要であるかというのを少し長いスパンでご検討いただいてはどうかというのが、事務局からの提案でございます。

一方、2つ目のこの郵便・信書便市場の活性化方策につきましては、先ほどからちょっと繰り返しになって申しわけないですけれども、まずは規制改革会議の宿題、閣議決定の宿題でございます、一般信書便事業の要件の明確・不明確についてきちんと整理をすることと、それから、特定信書便についてはヒアリングをしていただいて、他にどういうものがあり得るか、あるいは要件についてどういうことを見直すべきかということについて、ご検討いただければどうかということで、ご提案させていただいています。

もちろん、先ほども申し上げましたとおり、この議論の過程で、こういったこともさらに検討すべきであるということがあれば、どんどん入っていただいて結構ですので、ひとまず事務局のほうからは、こういう方向でいかがかということで、ご提案させていただきます。

（7）今後のスケジュールについて

○村本部会長 あわせて、7番目のスケジュールについてもご説明いただきましょう。

○松岡郵政行政総合研究官 資料3-7をご覧いただきたいと思います。

今後のスケジュールということで、本日第3回会合を開かせていただきましたが、次回、12月12日の午前に関係者ヒアリング等と書いてございます。これは、先ほど今林のほうからお答えしましたけれども、関係している人たちの意見をお聞きいただくというようなことで、日本郵便にもまた来ていただきますし、ヤマト運輸であるとか信書便事業者にも来ていただいて、皆さんから意見のヒアリングをしていただくというのを予定しております。

その後、年が明けまして2月と3月に、第5回、第6回をということで、これは事前のご連絡をさし上げております。2月は2月13日の5時から、3月は3月12日の5時からというお時間はお願いをしているのですが、ここで中間答申について整理してまとめていく、平成25年度中にまとめるという規制改革実施計画の要求にかなうための中間答申に向けたスケジュールとして、私どもが考えているところでございます。

○村本部会長 今の（6）と（7）のご説明について、いかがでしょうか。

特段ご意見がなければ、事務局のご説明のとおり、とりあえず進めていただくということで、また途中でつけ加えることがあるかもしれません、当面はこれで行こうということで、よろしかろうと思います。

閉　　会

○村本部会長 それでは、これで今日の予定の議題は終わりました。皆様から何かございますか。事務局から何かありますか。

○倉橋室長 事務局からは特にございません。

○村本部会長 それでは、どうも長時間ありがとうございました。今日の会議はこれで終わりということで、次回、12月12日によろしくお願ひいたします。